

四日市市告示第 408 号

四日市市公印規則(昭和 34 年四日市市規則第 8 号)第 16 条第 1 項により公印の印影を縮小した印影を印刷して使用するので、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和元年 6 月 11 日

四日市市長 森 智広

1 名称 三重県四日市市長印

2 寸法 方 10 ミリメートル

3 印影



4 印影印刷物 引取通知書 (四日市市自転車等放置防止条例施行規則 第 11 条)

(都市整備部 道路管理課)